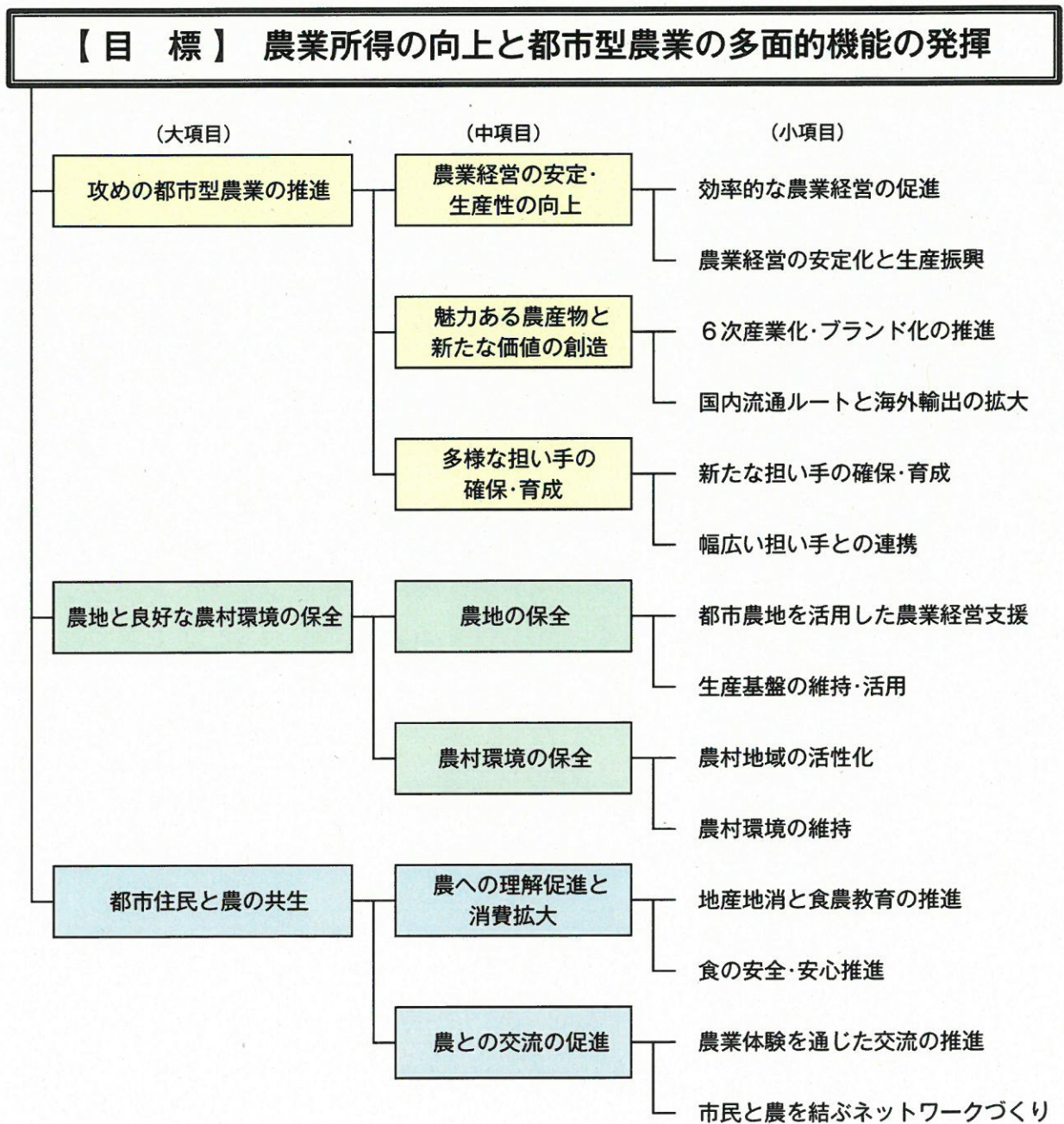


第4章 振興施策

第1節 施策の体系



第2節 施策の実施方針と重点施策

施策の実施方針

1 攻めの都市型農業の推進

(1) 農業経営の安定・生産性の向上

ア 効率的な農業経営の促進

都市型農業の特色を活かし、集約的農業により小規模で高収益を得ることができる施設園芸の拡大・充実を図るとともに、軟弱野菜や花きなど新鮮さが売りである作物の振興を支援します。

このため、近代的な栽培施設の導入や、高品質農産物の生産基盤の整備、IoT(※)の導入促進による栽培作業の省力化・効率化など、農業者自らによる生産性の向上への取組みを支援していきます。

また、早良区や西区の土地利用型(米麦等)農業において規模拡大が可能な地域においては、効率的に農地の集積・集約化が図られるよう、農業委員会に新たに設置される農地利用最適化推進委員やJAなどの関係機関と連携するとともに、農地中間管理機構の活用、農地の貸し手の情報と借り手の情報の一元化などにより、地域の実情にあった農地の利用集積や集約化を推進し有効活用を図っていきます。

効率的かつ安定的な経営体として育成を図る認定農業者については、現状に即した認定制度となるよう努めていきます。

(※) 様々なものがインターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動制御や遠隔操作などを行う仕組み。



補助事業で建設された
野菜用ハウス



土地利用型農業のほ場

イ 農業経営の安定化と生産振興

市民に新鮮で安全・安心な農産物を安定的に提供するため、農業者自らが積極的に経営強化に向けた取組みを行える環境をつくり、農業経営の安定と生産振興を図ります。

水田農業においては、売れる米づくりに向けた稲作振興、主食用米以外の作物振興、水田の有効利用対策の取組みを支援します。

また、野菜や花きについては、生産拡大などの経営改善を支援するとともに、計画生産と安定出荷を図るため、市場価格が一定の価格を下回った場合に価格補てんを行い、経営に及ぼす影響を緩和する生産安定事業を推進します。

なお、生産を脅かす鳥獣被害については、イノシシ等による被害が続いており、特にアナグマ等の小動物による被害は平野部の農地に拡大しつつあります。国及び県の事業を活用しながら福

岡・糸島地域広域鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵の整備や箱わな等の捕獲器導入などの対策を推進することにより、今後も被害の軽減を図っていきます。

畜産農家に対しては、国の新たな経営安定対策に基づき経営の安定化を図るとともに、畜産農家をはじめ地域の畜産関係者が連携する畜産クラスターの構築を支援することで、地域の収益性向上に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を進めていきます。さらに、生産コストの削減を図るために、耕畜連携による飼料用米等の稲わら利用を推進するとともに、国産粗飼料の安定的な確保を目指します。

(2) 魅力ある農産物と新たな価値の創造

ア 6次産業化・ブランド化の推進

農畜産物の付加価値を高め、農業所得の向上と経営の発展を図るため、市内産農畜産物の生産・加工・流通・販売の一体化=6次産業化の事業に取り組む農家を支援します。

流通・観光・サービス業などの事業者が多い商業都市の強みを活かし、民間事業者や地域団体等との交流を図りながら様々な分野との連携を促し、消費者のニーズを的確に把握した魅力ある食材や加工品づくり、安定的に販売できる体制づくりを支援します。

また、6次産業化による商品等の地域ブランドの獲得など、知的財産を活用した市内産農畜産物の差別化への取組みを進めます。



博多妙めもんソース

イ 国内流通ルートと海外輸出の拡大

農家が直接販売する直売所やデパート、スーパー等のインショップ、ホテルやレストランとの契約栽培、広域的な集荷・分荷機能を持つ青果市場「ベジフルスタジアム」など、多様な流通ルートを開拓し販路拡大を図り、所得の向上を目指します。

このため、新鮮で安全・安心な農畜産物であることを前面に打ち出し、おいしい食材であることをアピールするとともに、生産者・消費者・流通関係事業者等の情報交換・交流促進を図る取組みを支援します。

また、新たな市場として期待される、成長著しいアジアをはじめとした海外への輸出について、現地での需要調査やプロモーション活動を推進します。



ベジフルスタジアム



せりの風景



香港の花屋で販売された福岡市内産の花き

(3) 多様な担い手の確保・育成

ア 新たな担い手の確保・育成

新規就農者を確保するため、女性や若者、定年退職者など多様な人材に向けて情報提供や農業体験の場の提供に努めます。

就農希望者に対しては、相談から就農・営農定着まで一貫した取組みを農業委員会等の関係機関と連携しながら実施します。また、国事業などを活用し、新規就農時の負担軽減を図ることにより、早期のうちに経営が安定するよう支援を行っていきます。

農業の成長産業化への発展に資することが期待されている企業やNPO法人等の農業参入については、人口減少が続く農村地域の活性化につなげるため、多様な担い手を構成するプレイヤーの一人として、地域との調整を図りながら進めていきます。



野菜栽培等の研修の様子

イ 幅広い担い手との連携

中核的担い手である認定農業者は、地域のリーダーとして若い農業者への技術支援などの役割が期待されています。このため、関係機関と連携し、経営力や技術の向上に対する支援を行うとともに、認定農業者間の連携や情報共有への取組みを推進します。

また、農業従事者人口の約半数を占めている女性農業者については、近年、生活者としての知恵や視点を活かした商品開発や販売方法を工夫するなど、新たな農業経営を展開される方が見受けられます。こうした経営感覚に優れた女性農業者を、各種研修会の実施や活動組織の支援、異分野・異業種との連携、能力導入を推進することにより、女性の柔軟性や発想力、ネットワークなどを活かした農業の担い手として育成していきます。

小規模農家や兼業農家も、福岡市の農業生産、農地保全に重要な役割を果たしています。しかしながら、稲作を主体とする地域においては今後、個々の営農により地域農業を守ることが難しくなることが想定されます。そこで、これらの地域において地域共働の営農を進めるため、作業受委託・機械の共同利用の推進や、集落営農の取組みを支援していきます。

これらの支援を行うことで幅広い担い手を育成し、相互に連携して、地域農業が次世代へ円滑につながるよう支援を行っていきます。

2 農地と良好な農村環境の保全

(1) 農地の保全

ア 都市農地を活用した農業経営支援

農家の栽培指導を受けながら農作業ができる体験農園や、農産物の収穫体験ができる観光農園は、都市住民との交流や理解促進だけでなく農家の収益向上にもつながるため、体験農園・観光農園の開設を支援していきます。

また、市街化区域において、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与している生産緑地地区については、国の都市農業振興基本計画において「制度の普及に向けた取組みを推進する」こととされており、本市においても国の動きを見極めながら、本市における生産緑地の現状と課題を検証し、制度の拡充についての検討を進めます。



生産緑地（東区三苦）

イ 生産基盤の維持・活用

農業の生産性向上や多面的機能の発揮のため、農業生産基盤の維持と活用に努めます。

ほ場整備については、周辺環境との調和に配慮しながら、担い手への集積や地域活性化の取組みとの連携について検討していきます。

農業用施設の整備については、防災上課題のあるため池や井堰など緊急性の高いものから整備していくとともに、老朽化や営農形態の変化等により改良が必要な施設についても、水利組合からの要望等を踏まえ、適切に改良、補修を行っていきます。

また、農業用施設の維持管理は、水利組合を支援するなど地域と共働して取り組みます。特に都市化の進展によりかんがい面積が減少したため池は、農家の高齢化や減少等により管理等対応が十分にできないため、関係水利組合と連携して除草や巡回監視、侵入防止対策等、維持管理及び災害防止に努めていきます。

農業用としての用途や機能が消滅し不要となった農道・水路等の土地については売却するなどして整備維持に要する費用に充当するとともに、環境に優しく持続性のあるエネルギーとして期待が高まっている再生可能エネルギーを活用し、農業用施設の維持管理費用の軽減に取り組みます。

親水性のある水辺空間として整備した親水ため池及び自然共生型ため池については一定の整備が完了したことから、市民が安全・安心に利用できるよう、地域住民との共働により適切な維持管理を行っていきます。



太陽光発電事業者への農業用ため池の貸付け
(西区大字徳永 蓮花寺池)

(2) 農村環境の保全

ア 農村地域の活性化

地域の農業者が中心となり、イベントやワークショップの開催等、都市と農村の交流を促進し、農業・農村への市民理解を深めるために取り組んでいけるよう支援し、地域との共働による魅力ある村づくりを推進します。

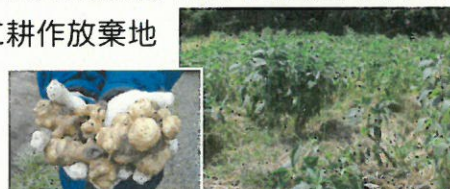


志賀島のあまおう

市民の農産物収穫・加工体験などの実施や地域の農産物を活かした特産品の開発、6次産業化など新しい手法による商品づくりを支援し、産地振興を図ります。

また、耕作放棄地の解消に向けて、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、現状の把握や貸借斡旋に取り組むとともに、耕作放棄地再生事業等を活用した農地再生や、民間活力等による耕作放棄地を活用した取組みを支援していきます。特に耕作放棄地

の発生が著しい中山間地域については、農地の荒廃状況を把握し、対策に取り組む必要があり、耕作放棄地に適した作物の研究を進め、手間がかからず栽培できる機能性作物の栽培を振興するなど、地域の活性化につなげます。



耕作放棄地に適した作物の研究（写真はキクイモ）

一方、福岡市では人口減少が著しい農山漁村地域の中で指定された8校区*において土地利用規制の緩和を行い、地域・民間事業者が農業体験・交流施設や直売所の設置・運営を行うことができるようになってきました。農業振興の観点から農村地域の交流促進・活性化方策を検討し、関係機関と連携して取り組んでいきます。

*8校区 / (東区) 志賀島,勝馬 (早良区) 脇山,内野,曲淵 (西区) 北崎,今津,能古

イ 農村環境の維持

農村地域は、農業の持続的な発展の場、農業の持つ多面的機能発揮の場ですが、人口減少や少子高齢化の進展に伴う集落機能の低下により、農道や水路の維持活動に支障が出ています。これらの地域において、地域内の農業者等が共働で取り組む地域活動を支援します。

農業・農村が持つ多面的機能について様々な機会を通じて情報発信を行い、市民の理解を得ながら、機能保全に対する機運を高め保全活動へと誘導していきます。

農地が耕作されなくなると、有害鳥獣のすみかになったりごみの不法投棄が行われるなど農村環境の悪化につながることから、耕作放棄地の発生を防止するため、農業委員会と連携し高齢化や後継者がいない農家の情報を把握し、農地を求める人とのマッチングを図ります。



多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共働活動

3 都市住民と農の共生

(1) 農への理解促進と消費拡大

ア 地産地消と食農教育の推進

大消費地に近接している強みを活かした地産地消の取組みを、さらに強化していきます。

平成27年4月に施行された『ふくおかさん家のうまかもん条例』に基づき、関係局、関係機関と連携し、市内で生産された農畜産物及びその加工食品を利用する事業者を支援し地産地消を推進することで、市内の農畜産物の生産拡大を図ります。

また、安全・安心な市内産農産物の学校給食への活用を推進するとともに、学校菜園における種まきから収穫までの一連の作業体験を通じ、ふるさとへの愛着や農業への理解を深める食農教育を推進します。

農業を成長発展させていくためには、市民の農業への理解と関心を高めることが必要です。農林水産まつりの実施や、区をはじめとした関係部局とも連携し、農業に関するイベントを継続的に実施します。

さらに、農産物のパッケージ等に市内産表示や生産者の写真を付けるなどの農業者の取組みを支援するとともに、様々なツール、メディアを用いて市内産農畜産物や産地情報、農家の取組みなどの情報提供に努めます。



「ふくおかさん家のうまかもん」ロゴ



農林水産まつり

イ 食の安全・安心推進

食の安全に対する不安が高まる中、市民に安全・安心な食を供給するため、市内産農産物の安全性を確保する取組みを進めます。

出荷前残留農薬検査による農薬使用基準の遵守に向けた取組みの啓発や、生産履歴記帳の徹底によるGAP（農業生産工程管理）の取組みを推進するとともに、青果市場「ベジフルスタジアム」においては出荷前残留農薬検査を市外産青果物でも実施するなど、より一層の食の安全・安心に向けた取組みを図ります。



出荷前残留農薬検査



出荷前残留農薬検査
食品衛生検査所（ベジフルスタジアム内）

(2) 農との交流の促進

ア 農業体験を通じた交流の推進

市民の農業理解を深めるためにも、市民が農業を体験できる場の提供は重要です。特に需要が多い市民農園については、農地を市民農園として活用するための支援を行い増設に努めます。また、農家が直接、利用者へ栽培指導を行う体験農園については、農業者の営農意欲持続や所得向上などが期待できるため、農家による開設に向けて誘導していきます。

都市部にある農地では、地域コミュニティの場として自治会や町内会など地域住民が利用する市民農園の設置、高齢者や障がい者の健康増進等を目的とした福祉農園、児童や生徒が農業を学ぶ学童農園など農作業を体験できる場づくりの検討を進めます。

花畑園芸公園や油山牧場等のふれあい施設は、身近な農業体験の場として市民の農業への理解促進を図る施設として充実させていきます。



油山牧場



立花寺緑地リフレッシュ農園



花畑園芸公園



イ 市民と農を結ぶネットワークづくり

福岡市の農業に理解を有し、積極的に支援する気持ちを持つ市民に対し、市内産農畜産物の情報発信や情報交換、交流の場の提供、一本園主などのオーナー制度や特定農家との契約による会員制宅配制度の構築、農作業繁忙時期等に市民が農家の手伝いを行う農業ボランティア制度など、市民が農業を応援する仕組みづくりを検討し、取り組んでいきます。

重点施策

施策の実施方針では、施策の体系に沿って14の施策を展開していきます。
このうち、計画期間中において特に重点的に実施する施策を次のとおり定めます。

重点I 攻めの都市型農業の推進

●効率的な農業経営の促進

小規模で高収益を得ることができる施設園芸の拡大・充実を図るとともに、軟弱野菜や花きなど新鮮さが売りである作物の振興を支援します。

また、新たな作物へのチャレンジや近代的な栽培技術・設備の導入など農業者自らによる生産性の向上への取組みを支援します。

規模拡大が可能な地域においては、農地の貸し手と借り手の情報を一元化し、農地の貸借マッチングを行うなど、担い手に農地の集積・集約化が図られるよう取り組みます。

●6次産業化・ブランド化の推進

流通・観光・サービス業などの事業者が多い商業都市の強みを活かし、様々な分野との連携により消費者のニーズを的確に把握した、魅力ある食材や加工品づくりを支援します。

また、地域ブランドの獲得など、知的財産を活用した市内産農畜産物の差別化への取組みを進めます。

●国内流通ルートと海外輸出の拡大

農家が直接販売する直売所やスーパー等のインショップ、広域的な集荷・分荷機能を持つ青果市場「ベジフルスタジアム」、成長著しいアジアをはじめとした海外輸出など、多様な流通ルートへ販路拡大を図ります。

●新たな担い手の確保・育成

女性や若者、定年退職者などへの情報提供や農業体験の場の提供に努めるとともに、新規就農希望者には、農業経営者から直接指導を受ける農業研修を実施し、農業技術に関する実践的な知識と技術の習得支援により、新規就農を促します。

また、企業やNPO法人等の農業への参入を促進することにより、多様な担い手を確保するとともに、地域の活性化を図っていきます。

重点Ⅱ 農地と良好な農村環境の保全

●都市農地を活用した農業経営支援

農家が農業指導を行う体験農園は、都市住民との交流や理解促進だけでなく農家の収益向上にもつながるため、農家による観光・体験農園の経営を支援していきます。

また、市街化区域において、農地の保持に優遇措置がある生産緑地地区については、国の動きを見極めながら、本市における生産緑地の現状と課題を検証し、制度の拡充についての検討を進めます。

●農村地域の活性化

農業者が中心となって、地域の活性化に取り組んでいけるよう、先進事例の情報提供や研修・交流促進事業などを実施するとともに、地域の農産物を活かした特産品の開発等を支援していきます。

また、耕作放棄地再生事業等を活用した農地への再生を推進していくとともに、民間活力等による耕作放棄地を活用した取組みを支援し、耕作放棄地解消に努めます。

人口減少や高齢化が著しい農村地域の中で地域指定された8校区においては、土地利用規制緩和がなされたことから、農業体験・交流施設や直売所の設置・運営を行う事業者を募り、地域の活性化につなげます。

重点Ⅲ 都市住民と農の共生

●地産地消と食農教育の推進

安全・安心な市内産農産物の学校給食への活用を推進し地産地消を図るとともに、学校菜園における種まきから収穫まで一連の作業体験を通じ、ふるさとへの愛着や農業への理解を深めるなど、食農教育を推進します。

また、農産物のパッケージ等に市内産表示や生産者の写真を付けるなど、農業者の地産地消を推進する取組みを支援するとともに、様々なツール、メディアを用いて市民への効果的な情報発信を行います。

●市民と農を結ぶネットワークづくり

福岡市の農業に理解を有し、積極的に支援する気持ちを持つ市民に対し、市内産農畜産物の情報発信や情報交換、交流の場の提供、一本園主などのオーナー制度や特定農家との契約による会員制宅配制度の普及など市民が農業を応援する仕組みづくりを図ります。

第3節 5年後の目標

「農業所得の向上と都市型農業の多面的機能の発揮」に向けて、5年後の目標を設定します。

①農業所得金額

（単位：千円）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
農業所得金額	2,945	3,500	555

※現状値は、「福岡市農家所得実態調査（平成27年度）」に基づく専業農家の平均値。

[農業経営の安定・生産性の向上]

②生産額

（単位：百万円）

	平成27年（現状値）	平成33年（目標値）	33年－27年（増減）
総生産額	6,774	6,855	81
野菜	2,547	2,674	127
花き	813	888	75
果樹	81	118	37
米	1,194	1,135	△59
畜産	2,039	1,914	△125
その他	100	126	26

※野菜、果樹、花については、卸売市場（市内及び市外）での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率（85～88％）から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積（実績値）を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む。

※現状値は、平成23～27年の平均値。

③担い手への農地集積

（単位：ha）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（累計目標値）	33年度－27年度（増減）
集積面積	498.6	558.6	60

※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積。

④認定農業者数

（単位：人）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
認定農業者数	238	250	12

[魅力ある農産物と新たな価値の創造]

⑤市内産農畜産物を使用した加工品開発

(単位：品)

	平成27年度（現状値）	平成33年度（累計目標値）	33年度－27年度（増減）
開発商品数	22	32	10

※市内産農畜産物6次産業化推進事業等により開発・販売した加工品。

[多様な担い手の確保・育成]

⑥新規就農者数

(単位：人)

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
新規就農者数	10人／年度	12人／年度	2人／年度

※新たに農業経営を開始した者。（農家の子弟継承及び見込の者を含む。）

※現状値は平成18～27年度の平均値。

⑦農家と雇用従事者のマッチング成立件数

(単位：件)

	平成27年度（現状値）	平成30年度（累計目標値）	30年度－27年度（増減）
成立件数	—	90	90

※平成28年度から3か年計画で開始した事業に基づく件数。

[農地の保全]

⑧生産緑地指定面積

(単位：ha)

	平成27年度（現状値）	平成33年度（累計目標値）	33年度－27年度（増減）
指定面積	2.1	2.4	0.3

[農村環境の保全]

⑨耕作放棄地面積

(単位：ha)

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
耕作放棄地面積	394	370	△24

[農への理解促進と消費拡大]

⑩ふくおかさん家のうまかもん事業者認定件数

(単位：件)

	平成27年度（現状値）	平成32年度（累計目標値）	32年度－27年度（増減）
認定件数	39	1,300	1,261

※平成28年度から5か年計画で福岡市事業所総数（13,962事業所）の1割を目標とする。

⑪学校給食への市内産農産物利用割合

（単位：％）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
米*	21.9	25.6	3.7
野菜**	31.1	33.4	2.3

* 小中学校における重量ベースで現状値は平成26年度。

** 小学校における主要14品目の重量ベースで、現状値は平成24～26年度の平均値。

[農との交流の促進]

⑫市民農園数

（単位：か所）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（累計目標値）	33年度－27年度（増減）
農園数	25	30	5
区画数	1,753	1,900	147

⑬ふれあい施設の利用者数

（単位：人）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
利用者数	912,000	950,000	38,000

※ふれあい施設：油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

⑭農作業体験を行う学校の数

（単位：校）

	平成27年度（現状値）	平成33年度（目標値）	33年度－27年度（増減）
学校数	164	200	36

※対象：福岡市立の幼稚園7園、小学校143校、中学校69校、特別支援学校8校、高等学校4校 計231校

⑮福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合

（単位：％）

	平成27年度（現状値）	平成34年度（目標値）	34年度－27年度（増減）
市民の割合	71.2	85.0以上	13.8

※目標値は第9次福岡市基本計画（計画期間：平成25～34年度）における成果指標。